

保護者の皆様へ

沖縄県立小禄高等学校長  
(公印省略)

## 令和5年度奨学のための給付金の支給に関する手続きについて

当該制度は、返還不要の給付金で、卒業後に返還が必要な奨学金や授業料と相殺される就学支援金とは別制度です。

給付を受けるためには申請が必要ですので、下記支給対象に該当する保護者等は、申請書類等を学校事務室で配布しておりますので、下記期日までに関係書類と一緒に申請してください。

なお、保護者等の委任がある場合には、給付金を代理受領し、保護者等が授業料以外に負担する教育費(学校徴収金等)に充てることが可能です。(希望者は様式7:委任状を提出)

記

### 【1. 給付対象者】

下記の①～③のいずれかに該当する世帯

- ①生活保護(生業扶助)受給世帯
- ②道府県民税及び市町村民税所得割非課税世帯
- ③離職等の家計急変により②と同程度の収入であると見込まれる世帯

(家計急変で申請する場合は、様式等が異なるため、事務室に取りに来て下さい)

### 【2. 提出書類】

裏面参照(リーフレット)

(家計急変の場合は提出書類が異なります。事務室に關係書類を取りに来て下さい)

### 【3. 提出期限及び提出先】

~~提出期限:令和5年7月28日(金)~~ → 令和5年11月17日(金)

提出場所:小禄高校事務室

### 【4. 留意事項】

- (1) 正当な理由がなく提出期限までに申請しないときは、給付金を受けられなくなります。
- (2) 生活保護の受給状況や扶養者の状況は7月1日現在を基準とします。  
(家計急変世帯への支援については除く)
- (3) 今年度、すでに申請した世帯は再度申請はできません。

<沖縄県外に在住の方>

この制度は、保護者等が住所を有する都道府県から給付する制度となっておりますので、該当する場合は、お住まいの都道府県教育委員会にお問い合わせください。

<問い合わせ先> 小禄高等学校 事務室 担当者 照屋 TEL: 098-857-0481